

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(配当等の処理)</p> <p>第28条の4 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び取引参加者はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第28条の5 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて<u>処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用する。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和12年10月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第28条の4第8項（第28条の5第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金）についても適用する。</p> | <p>(配当等の処理)</p> <p>第28条の4 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第28条の5 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて<u>処理する。</u></p> <p>(6) (略)</p> |